

掛川市告示第90号

掛川市放課後児童健全育成事業実施要綱（平成17年掛川市告示第24号）の一部を次のように改正する。

平成30年6月11日

掛川市長 松井三郎

第3条中「別表」を「別表第1」に改める。

第4条第1項第3号中「休日（）」の次に「土曜日を除く。」を加える。

第14条第3項中「第1項及び前項」を「前2項」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 次のいずれかに該当する者 別表第2に定める額

ア 所得税非課税世帯に属する者で、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子であるもの

イ 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に基づく児童扶養手当を受給している者

別表中

中央小学校学童保育所	掛川市下俣633番地	中央小学校	55人
西山口小学校学童保育所	掛川市成滝110番地の1	西山口小学校	45人
第二小学校学童保育所	掛川市大池438番地の1	第二小学校	40人

を

中央小学校学童保育所	掛川市下俣633番地	中央小学校	85人
西山口小学校学童保育所	掛川市成滝110番地の1	西山口小学校	95人
第二小学校学童保育所	掛川市大池438番地の1	第二小学校	60人

に、

大坂小学校学童保育所	掛川市大坂5667番地	大坂小学校	35人
------------	-------------	-------	-----

を

大坂小学校学童保育所	掛川市大坂5667番地	大坂小学校	55人
------------	-------------	-------	-----

に改め、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第14条関係）

区 分	利用料の額（月額）			
	8月	12月	3月	その他の月
第14条第2項各号のいずれにも該当しない場合	4,750円	3,750円	4,000円	4,000円
第14条第2項第1号に該当する場合	6,500円	4,750円	5,000円	6,000円
第14条第2項第2号に該当する場合	5,000円	4,000円	4,250円	4,500円
第14条第2項各号のいずれにも該当する場合	7,000円	5,000円	5,500円	6,500円

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 改正後の掛川市放課後児童健全育成事業実施要綱の規定は、平成30年4月1日以後の定員及び利用料から適用する。